

フィンランド

商標法

2013年1月31日法律 No. 107 により改正された 1964年1月10日法律 No. 7

2013年9月1日施行

目次

第 I 章 総則

第 1 条

第 2 条

第 3 条

第 4 条

第 5 条

第 6 条

第 7 条

第 8 条

第 9 条

第 10 条

第 10a 条

第 11 条

第 II 章 商標の登録

第 12 条

第 13 条

第 14 条

第 15 条

第 16 条

第 17 条

第 17a 条

第 18 条

第 19 条

第 20 条

第 21 条

第 22 条

第 23 条

第 III 章 法的保護の満了及び登録の無効

第 24 条

第 25 条

第 26 条

第 27 条

第 IV 章 外国商標の保護に関する特別規定

第 28 条

第 29 条

第 30 条

第 31 条

第 V 章 移転及びライセンス許諾

第 32 条

第 33 条

第 34 条

第 35 条

第 VI 章 誤認を生じさせる取引表象の使用の禁止

第 36 条

第 37 条

第 VII 章 商標権侵害の結果

第 38 条

第 39 条

第 40 条

第 41 条

第 41a 条

第 VIII 章 商標に関する訴訟

第 42 条

第 43 条

第 43a 条

第 43b 条

第 44 条

第 45 条

第 46 条

第 47 条

第 48 条 [廃止]

第 48a 条

第 49 条 [廃止]

第 IX 章 公告，通知，審判請求及び決定取消

第 50 条

第 50a 条

第 51 条

第 51a 条

第 52 条

第 X 章 商標の国際登録

第 53 条

第 54 条

第 55 条

第 56 条

第 56a 条

第 56b 条

第 56c 条

第 56d 条

第 56e 条

第 56f 条

第 56g 条

第 56h 条

第 56i 条

第 56j 条

第 56k 条

第 56l 条

第 Xa 章 共同体商標

第 57 条

第 57a 条

第 XI 章 法の施行

第 58 条

第 59 条

第 60 条

第 61 条

第 62 条

第 63 条

第 64 条

第 I 章 総則

第 1 条

登録は、販売その他の方法で事業において提供される商品を他人の商品から識別する独特の表象としての商標における排他的権利を与えるものである。

視覚的に表示することができ、かつ、事業で提供される商品を他人の商品から識別する手段となり得る標章は、商標とすることができる。商標は、特に、個人名称を含む語、図形、文字、数字又は商品若しくはその包装の形状により構成することができる。

商品に関する本法の規定は、サービスに準用されるものとする。

第 2 条

商標における排他的権利は、当該標章が確立された後は、登録なしでも取得することができる。

第 1 条第 2 段落に規定する独特の事業表象以外の表象における排他的権利も、それら表象が確立されることにより取得することができる。

取引表象は、フィンランドの関係業界又は消費者間において、その所有者の商品に特有の表象として一般に認識されるに至っている場合は、確立されているものとみなされる。

第 3 条

何人も、自己の姓、宛先又は商号を自己の商品の取引表象として自己の事業において使用することができる。ただし、それらが、他人の保護商標又は他人が事業において既に合法的に使用されている名称、宛先若しくは商号との混同を生じさせる虞がないことを条件とする。

商号に関する前段落の規定は、商号法にいう補助商号及び副次的表象にも適用される。他人の名称又は商号を商標中に含めてはならず、また、他人の補助商号又は副次的表象を商標中に含めてもならない。ただし、それらが識別機能を欠いている場合又は取引分野若しくは関係商品の種類が異なっている場合は、この限りでない。

第 4 条

第 1 条から第 3 条までに規定される取引表象における権利の効果は、当該取引表象の所有者以外の何人も、その取引表象との混同を生じさせる虞がある何らかの表象を、自己の商品自体若しくはその包装上に使用するか、宣伝広告用文書若しくは他の商業文書に使用するか、又は口頭での使用を含めその他の方法で使用するかを問わず、自己の事業活動において自己の商品に使用することが禁止されることである。この規定は、当該商品がフィンランド若しくは外国で販売され若しくは販売を意図されるか、又は事業目的で使用、保管若しくは貯蔵するため又は第三国に移送するためにフィンランド領内に輸入されるかを問わず適用される。

他人の商品への使用に適する予備部品、付属品等を販売する場合は、第 1 段落に述べる態様において、販売する物品が当該取引表象の所有者を出所とし又は当該所有者がその表象の使用を許可したとの印象を与えるような方法で当該他人の取引表象を暗に示すことは、違法である。

商品が特定の取引表象の下に販売され、その販売後に当該取引表象の所有者以外の者が改造、修理又はその他の方法で当該商品を実質的に改変した場合において、当該商品を再びフィンランドで販売するときは、当該改変が明確に指摘若しくは発表されるか又はその他の形で明白な場合を除いて、当該取引表象を使用してはならない。

第 5 条

取引表象における排他的権利は、それが使用される商品若しくはその包装をそれらの目的に一層適したものにすることを主に意図しているか、又は当該取引表象の目的と異なる目的を与える表象の部分には適用されない。

第 6 条

取引表象は、それらが同一種類又は類似の種類の商品に使用される場合に限り、本法に基づいて混同を生じさせる虞があるとみなされる。

前段落に拘らず、取引表象の混同の問題については、正当な理由なしに他人の取引表象を使用することが、先の取引表象の識別性若しくは名声の不正な利用を構成し、又はそれらを害する行為を構成することになるときは、フィンランドで評判が高い表象に有利に判断することができる。

第 2 段落は、第 3 条第 3 段落にいう補助商号及び副次的表象にも適用される。

第 7 条

混同する程に類似する取引表象において第 1 条又は第 2 条に基づく排他的権利を主張する者が複数人存在する場合は、第 8 条及び第 9 条の規定に従うことを条件として、最先の権利を主張することができる者が優先される。

第 8 条

フィンランドにおいて 5 年間継続して使用されている登録商標が、先に登録されたか又は確立されたものとなっている標章との混同を生じさせる虞がある場合であっても、その登録出願が善意で行われ、かつ、当該先の標章の所有者が前記期間における後の標章の使用を認識していたときは、当該後の標章の使用は、禁止されないものとする。

第 9 条

確立された商標が、先に登録されたか又は確立された別の商標との混同を生じさせる虞があるが、先の商標権者が適切な期間内に後の商標の使用を阻止する措置を講じていない場合は、先の商標権者は、後の商標の使用を禁じる権利を有さない。

第 10 条

第 8 条又は第 9 条にいう場合において、適切と認められるときは、取引表象の何れか一方又はその双方を、特定の態様においてのみ、例えば特定の形状で又は地名若しくはその他の説明的表示を伴って、使用することができる旨を決定することができる。

第 1 段落は、第 3 条第 1 段落又は第 2 段落に規定する混同の虞が存在する場合にも適用される。

第 10a 条

商標権者は、自己又は自己が同意を与えた他人が当該商標の下に欧州経済地域内の市場に出した商品について当該商標が使用されることを妨げることはできない。

前段落は、当該商品が再度市場に出されることに反対する正当な理由を当該商標権者が有する場合、特に、当該商品に改変が加えられ、又はそれらが市場に出された後に品質が悪化している場合は、適用されないものとする。

第 11 条

登録商標権者の請求により、辞書、用語集、マニュアルその他類似の印刷された又はデータネットワークによる出版物の著者、編集者又は出版者は、商標が登録されている旨の記載なしに当該出版物において当該商標が掲載されないようにしなければならない。

前段落に従わなかった者は、適切と認められる態様及び程度で訂正を発表し、かつ、その訂正発表の費用を負担しなければならない。

第 II 章 商標の登録

第 12 条

商標登録簿は、フィンランド特許登録庁(以下「特許庁」という)によって維持管理されるものとする。

第 13 条

商標は、登録を受けるためには、その所有者の商品を他人の商品から識別できるものでなければならない。商品の種類、品質、数量、用途、価格、生産場所若しくは生産時期のみを表示するか又はそれに若干の変更若しくは付加を加えたに過ぎない標章は、識別性を有するとは認められない。また、商品の技術的効果を実現するのに必要な商品の特徴である形態又は商品の価値を実質的に増す形態のみで構成されている標章も、識別性を有するとは認められない。商標が識別性を有するか否かを判断する際は、すべての事情、特に当該標章が使用されている期間と程度を考慮しなければならない。

第 14 条

次の何れかに該当する商標は、登録することができない。

- (1) 法律又は公序良俗に反する場合
- (2) 公衆に誤認させる虞がある場合
- (3) 適正な許可なしに、国の紋章、国旗その他の記章、当該商標が対象とする商品と同一若しくは類似の種類の商品について国家が使用する監督若しくは保証用の標識若しくは印章、フィンランドの地方自治体の紋章、国際機関の旗、紋章その他の記章、名称若しくは略称又は前記の表象、記章、標章、名称若しくは略称との混同を生じさせる虞がある紋章図柄、記章、名称若しくは略称を組み入れている場合
- (4) 第 3 条第 3 段落にいう他人の保護商号、補助商号若しくは副次的表象であるとの印象を与えるか、又は死去後長期間が経過した者に明白に関係する場合を除き、他人の名称若しくは肖像であるとの印象を与える虞があるもので構成されるか又はそのようなものを含む場合
- (5) 独創性を備え、保護されている他人の文学作品若しくは芸術作品の題名であるとの印象を与える虞があるもので構成されるか若しくはそのようなものを含む場合又は当該作品についての他人の著作権又は挿絵写真若しくは保護された意匠におけるその者の権利を侵害する場合
- (6) 他業者の名称若しくは保護された商号、第 3 条第 3 段落にいうような補助商号若しくは副次的表象、先の出願に基づいて登録されている他人の商標又は登録出願の時点で既に確立されている他人の取引表象との混同を生じさせる虞がある場合
- (7) 出願時に既に他人が自己の商品に使用している取引表象との混同を生じさせる虞がある場合であって、出願人がその出願時において当該使用を認識しており、かつ、当該他の取引表象が使用される前には自己の表象を使用していなかった場合
- (8) フィンランド又は欧州共同体で有効な国際登録の保護対象であり当該国際登録に基づきフィンランド又は欧州共同体で先の権利を認められている商標との混同を生じさせる虞がある場合

(9) 第 57 条の意味での共同体商標であって、先の出願に基づいて登録されているか又は第 57 条にいう理事会規則第 34 条若しくは第 35 条に基づくフィンランドからの優先順位を有しているものとの混同を生じさせる虞がある場合

(10) 植物の品種の登録名称との混同を生じさせる虞がある場合、又は

(11) 農産物及び食品に係る地理的表示及び原産地呼称の保護に関する理事会規則 (EC)No. 510/2006 第 14 条、農産物市場の共同組織化を確立し、かつ、一定の農産物についての特別規定に関する規則 (EC)No. 1234/2007 (単一共同市場組織化規則) を修正する理事会規則 (EC)No. 491/2009 第 1181 条又は蒸留酒の地理的表示の定義、説明、提示、ラベル表示及び保護に関し、かつ、理事会規則 (EEC)No. 1576/89 を廃止する欧州議会及び理事会規則 (EC)No. 110/2008 第 23 条の意味する登録に支障がある場合

(4) から (9) までにいう場合において、権利の関係人が同意するときは、登録が第 1 段落の他の規定に反さない限り、登録を受けることができる。

第 15 条

登録によって取得される商標における排他的権利は、標章のうち商標として登録することができない部分には及ばない。

商標にこのような部分が含まれ、かつ、当該商標の登録によって排他的権利の範囲について不明確さが生じる可能性があると認められる特別な理由がある場合は、当該部分の保護は、登録に際して権利の部分放棄として明記することができる。

保護の対象から除外された商標の一部が後に登録適格を有するに至った場合は、当該部分を対象とするか又は当該部分を除外しない当該商標の全体を対象とする新たな登録をすることができる。

第 16 条

商標登録は、1 又は複数の商品の類についてされるものとする。商品の分類は、特許庁が定める。

第 17 条

商標の登録出願は、書面により特許庁に対して行う。出願書類には、出願人の名称又は商号並びに商標が使用されるべき商品の名称及び類を記載しなければならない。また、標章は、出願において明確に示さなければならない。

商標登録の出願に当たっては、出願手数料を納付しなければならない。出願手数料が納付されるまでは、出願がされたものとみなされない。

第 17a 条

1 の出願が複数の類の商品に係る場合は、出願人の請求により、それらの一部について規則が一層明確に規定する方法により、1 又は複数の出願に分割することができる。原出願の出願日がこれら出願の出願日とみなされる。原出願における商品の一部が出願日より前の優先権を享受する場合は、当該優先権は、分割出願におけるそれら商品にも認められる。

出願に関する第 1 段落の規定は、登録に準用される。

第 18 条

出願人が国際博覧会に展示された商品について最初に使用した商標が、当該商品の最初の展示日後 6 月以内に登録出願された場合は、その出願は、他の商標登録出願又は他の取引表象の使用に対する優先権を決定する目的では、当該最初の展示日に行われたとみなされる。

第 19 条

出願人が商標登録出願に関する規則を遵守しないか、又は特許庁が出願は他の何らかの理由で受理することができないと認める場合は、出願人は、所定期間内に陳述書を提出するか、又は出願を補正しなければならない。出願人がそうしない場合は、当該出願は却下されることがある。

出願人が陳述書を提出した後であっても、なお出願を受理できないと特許庁が判断する場合は、当該出願は、新たな期限を指定する理由が存在しない限り、受理の支障が存在する範囲で拒絶される。

第 20 条

出願が受理要件を満たし、かつ、登録の支障が存在しない場合は、特許庁は、当該商標を登録簿に記載し、それを公告する。

商標登録に対する異議申立は、当該公告日から 2 月以内に特許庁に対して書面でしなければならない。

異議申立人が異議申立を取り下げた場合であっても、特段の理由が存在するときは、当該事項の審査がされることがある。

第 21 条

特許庁は、異議申立の後、登録についての支障が存在する限り、登録を取り消す。登録取消決定の法的効力が生じたときは、それについて公告がされる。

特許庁は、登録についての支障が認められない場合は、異議申立を却下する。

第 22 条

登録は、出願日から有効であり、登録日から 10 年間効力を持続する。

登録の更新は、その有効期間の満了前 1 年以内及び満了後 6 月以内の期間にされなければならない。

所有者が登録簿の記載事項についての変更を希望する場合又は商品が属する類について登録簿に記載がない場合は、更新の申請は、書面により特許庁に対して行うものとする。

その他の場合は、更新手数料が納付されたときに、登録更新がされたとみなされる。

第 19 条の規定は、更新の申請に準用される。

第 23 条

登録商標権者が請求する場合は、当該商標の全体的な印象を変えない軽微な変更を登録簿に加えることができる。

第 III 章 法的保護の満了及び登録の無効

第 24 条

登録商標権者が第 22 条に基づく登録の更新を申請しない場合は、当該商標は、登録簿から抹消される。

商標は、その商標権者が請求する場合は、登録の有効期間中であっても、登録簿から抹消されるものとする。ただし、商標への質権設定が記載されている場合は、質権者の同意なしに当該商標を登録簿から抹消することはできない。

商標権者の請求により、その商標が登録されている商品又は商品の類の一覧を制限することができる。この場合にも、質権者の同意に関する前段落の規定が適用される。

第 25 条

商標が本法の規定に違反して登録されている場合は、第 8 条若しくは第 9 条の規定が適用されるか、又はその他特段の事情が認められない限り、当該登録は無効と宣言される。

第 26 条

商標における排他的権利は、次の場合は無効とされる。

(1) 商標が登録時又は確立時に備えていた、その商標権者の商品を他人の商品から識別する能力を失ったことが明らかである場合

(2) 商標がその登録時又は確立時から後に誤認を生じさせるようになったか又は法律若しくは公序良俗に反するものとなった場合

登録商標が過去 5 年間使用されておらず、かつ、商標権者がその不使用について正当な理由を提示することができない場合は、当該商標の登録は無効とされる。商標権者の同意を得た上での商標の使用は、商標権者自身による使用と同等であるとみなされる。ただし、5 年間の不使用期間が経過したが登録無効の請求がある前に当該商標が使用された場合は、登録無効を請求することはできない。無効の請求前 3 月以内に行われた当該商標の使用は、当該使用の準備が無効請求の行われることを商標権者が知った後に開始された場合は、考慮されないものとする。

登録無効の理由が、商標が登録された商品の一部について存在するに過ぎない場合は、登録は、それらの商品についてのみ無効とされる。

第 27 条

商標権者を相手方として商標登録無効の訴が提起されたときは、裁判所は、登録を無効とし、かつ、商標の失効を宣言するか否かについて判決を下すものとする。

商標登録により不利益を受ける者は何人も、前段落にいうような訴を提起することができる。その事件が第 13 条、第 14 条第 1 段落(1)から(3)まで又は第 26 条に基づく場合は、公訴官又は関係する事業若しくは職業を営む者の利益を保護する機関も、登録無効の訴を提起することができる。

原告が請求する場合は、登録無効の訴が提起されたことが登録簿に記載される。

第 IV 章 外国商標の保護に関する特別規定

第 28 条

商標登録の出願人がフィンランドで事業を営んでいない場合は、その者の出願には、自己が事業を営んでいるか住所を有している又は国籍を有している外国において同一の商品に関して登録された同一商標を所有していることの証明書を添付しなければならない。前段落にいうような証明書は、当該外国がフィンランド国民又はフィンランドに住所を有するかフィンランドで事業を営んでいる者に同様の証明書を要求していない場合は、要求されないものとする。

第 29 条

外国で登録された商標は、当該外国での登録と同一の形態でフィンランドにおいて登録を受けることができる。ただし、相互主義の権利が存在すること、当該登録が第 13 条及び第 14 条に反さないこと、及び当該商標がフィンランドにおいても識別能力を失っていないことを条件とする。

前段落の規定に拘らず、外国商標の登録時においては、商標の全体的な印象が変わらないことを条件に、相互主義の下に軽微な変更を加えることができる。

第 30 条

政府は、出願人の請求により、同一商標についての登録出願が既に外国でされている場合は、フィンランドでされる商標登録出願が、他の出願又は使用中の取引表象との関係では、当該外国において登録出願がされた時にされたとみなす旨を規則で定めることができる。

前段落に基づく優先権の付与の条件についても規則で定めることができる。

第 31 条

フィンランドに住所を有していない商標登録出願人は、欧州経済地域に居住する代理人であって、出願に関する事項について自己を代理することを授権された者を有さなければならない。

フィンランドに住所を有していない登録商標権者は、欧州経済地域に居住する代理人であって、商標に関する事項について自己を代理することを授権され、かつ、刑事事件における召喚状又は当事者に対する裁判所への出頭命令の場合を除き、召喚状その他の書類を受領することのできる者を有さなければならない。代理人の名称は、登録簿に記載されるものとする。

商標登録出願人又は登録商標権者が正式に授権された代理人を有さない場合は、特許庁は、それらの者の知られている最新の宛先を用いて、所定期限内にこの状況を是正するよう求めるものとし、この求めに従わない場合、当該出願は取り下げられたものとみなされ、又は当該登録商標は登録簿から抹消される。特許庁が当該出願人又は商標権者の宛先を知らない場合は、商標公報により公告するものとする。

異議申立をしたがフィンランドに住所を有していない者は何人も、欧州経済地域に居住する代理人であって、異議申立手続において当該人を代理する者を有さなければならない

い。

欧州経済地域に住所を有する法人も代理人として行動することができる。

第 V 章 移転及びライセンス許諾

第 32 条

商標は、他人に移転することができる。移転は、商標の登録又は確立に係る商品の全部又は一部に関してすることができる。

商標を所有する企業が新たな者の所有に移った場合は、当該商標の所有権は、それが旧商標権者の下に留まるとの条件又は企業の新旧両商標権者がそれぞれ異なった商品について当該商標を使用できるとの条件が整っているときを除いて、企業所有権の移転に伴って移転する。

第 33 条

登録商標の移転は、請求に基づいて登録簿に記録される。移転の後の商標の使用が公衆に誤認を生じさせる明白な虞があると特許庁が判断する場合は、移転の登録簿への記録は、当該商標の改変又は付加によって当該誤認の要素が除去されない限り、許可されないものとする。

登録簿に記録されていない商標移転は、当該商標を善意で取得した第三者に対抗することができない。

何人かが商標権に質権を設定しようとするときは、書面による契約がなされ、かつ、登録簿に記載されなければならない。そのような記載がされるまでは、質権は効力を生じない。

第 34 条

登録商標権者は、当該商標における所有権を放棄することなく、当該商標を他人がその事業に使用するライセンスを許諾することができる。ライセンスは、フィンランドの全土又はその一部地域について与えることができ、また、当該登録商標により保護される商品の全部又は一部を対象とすることができる。ライセンシーの数は、1 又は複数とすることができる。当該ライセンスは、請求に基づいて、登録簿に記載される。ただし、ライセンス許諾された商標の使用が明らかに公衆に誤認を生じさせる虞を伴う場合は、特許庁は、当該ライセンスの登録を拒絶することができる。ライセンス期間の満了が証明されたときは、その登録を登録簿から抹消する。

登録簿に登録されていないライセンスは、善意で当該商標を取得した第三者に対抗することができない。

別段の合意がある場合を除いて、ライセンシーは、自らの権利を第三者に移転してはならない。

第 35 条

質権が設定されている場合を除いて、商標権は、債務に対する差押の対象とすることはできない。

商標権者が破産してその財産が引き渡される場合は、その商標権もこれら財産に含まれるものとする。

第 VI 章 誤認を生じさせる取引表象の使用の禁止

第 36 条

移転され又はライセンス許諾された取引表象が、新たな商標権者又はライセンシーによる当該表象の使用形態において誤認を生じさせる虞がある場合は、裁判所は、裁量により、新たな商標権者又はライセンシーによる当該使用を禁じることができる。

表象の使用は、当該取引表象が誤認を生じさせる場合又はその商標権者若しくは商標権者の同意を得た他人が公衆に誤認を生じさせる虞がある態様でそれを使用する場合にも、禁じられることがある。

本条に基づく訴訟は、公訴官、当該取引表象の使用によって不利益を被る者又は関係する事業若しくは職業を営む者の利益を保護する機関が提起することができる。

第 37 条

第 36 条に基づいて取引表象の使用が禁じられる場合において、裁判所は、可能なときは、商品、その包装、パンフレット、ちらし、商業文書等に付されている当該取引表象を除去するか、又は誤認を生じさせる虞がないよう改変するよう命じることができる。また、他の方法では誤認を生じさせる虞をなくすことができない場合は、裁判所は、そのように表象が付された物品を廃棄するか、又は指定する態様で改変するよう命じるものとする。前段落にいう物品は、命令が履行されるまで差し押さえることができ、この場合は、刑法の差押に関する一般規定が適用される。

第 VII 章 商標権侵害の結果

第 38 条

裁判所は、取引表象についての権利を侵害する者に対して、命令により侵害行為の続行又は反復を禁じることができる。

故意又は過失により取引表象についての権利を侵害した者は、当該表象の使用についての適正な賠償金及び侵害により生じたすべての損害についての賠償金を被害者に支払わなければならない。過失が軽微なものであった場合は、損害賠償額について調整することができる。

過失が認められない場合であっても、侵害者は、当該取引表象の使用について適正な賠償金を支払う義務を負う。

第 39 条

本法の保護する取引表象についての権利を故意に侵害した者は、当該行為がフィンランド刑法第 49 章第 2 条に基づく工業所有権に対する犯罪として処罰される場合を除いて、商標権の侵害による罰金を科される。

公訴官は、被害者による告発がある場合に限り、前段落に基づく侵害の起訴を行うものとする。

登録商標の場合は、登録日後に生じた侵害に限り、罰金が科される。

第 40 条

第 38 条に基づく賠償及び損害賠償の訴は、訴訟提起に先立つ 5 年の期間に生じた侵害に関してのみ提起することができる。賠償及び損害賠償を受ける権利は、前記期間内にそのための訴訟が提起されなかった場合は消滅する。

登録により保護されている商標に関して賠償及び損害賠償を求める権利は、訴訟が登録日から 1 年以内に提起される場合は、第 1 段落の規定に拘らず、登録日前に生じた侵害を理由にして主張することができる。

第 41 条

取引表象についての権利を侵害された者の請求により、裁判所は、可能な場合は、商品、その包装、ちらし、商業文書等に許可なく付された表象を除去するか、又は悪用されないことを確実にするように改変することを命じることができる。また、このことができない場合は、裁判所は、当該取引表象が付された物品を廃棄するか、又は指定する態様で変更するよう命じるものとする。裁判所はまた、請求に基づいて、当該物品を対価と引き換えに原告に引き渡すよう命じることができる。

侵害が故意によるものであるか否かに拘らず、公訴官又は裁判所は、原告からの請求があり、かつ、必要と認められる場合において、差押によって被告が被ることのある損害及び付随費用についての適切な保証金を原告が提供するときは、前段落にいう物品を差し押さえるよう命じることができる。その他、当該差押に関しては、刑法の差押に関する一般規定が適用される。

第 41a 条

商標の侵害に関する訴訟において原告が要求する場合は、裁判所は、商標権が被告により侵害されたと認定する終局判決に関する情報を原告が適切な手段により公表するために負った費用について、原告に補償するよう被告に命じることができる。当該情報の流布が何れかの法規で制限されている場合は、そのような命令を発してはならない。裁判所は、当該命令の発出の適否及び内容を考慮するに際し、当該情報の公表の一般的意義、当該侵害の性質及び範囲、公表にかかった費用並びにその他関係する事実を留意しなければならない。

裁判所は、被告が支払うべき適切な公表費用の最高限度額を定める。裁判所が定める、当該終局判決が下された日から起算する期間内に当該終局判決についての情報が公表されなかった場合は、原告は、補償を受ける権利を失う。

第 VIII 章 商標に関する訴訟

第 42 条

本法に基づく紛争及び出願事件は、市場裁判所により審理される。

市場裁判所は、第 57 条第 1 段落にいう理事会規則に従って共同体商標裁判所として機能する。

市場裁判所における司法手続に関する法律(100/2013)の規定は、市場裁判所による紛争及び出願事件の審理に適用される。

第 43 条

フィンランド刑法第 49 章第 2 条にいう知的所有権に係る犯罪であって、取引表象権を侵害するものの告訴及び本法第 39 条第 1 段落にいう商標権侵害の告訴は、ヘルシンキ地方裁判所により審理される。

第 38 条第 2 段落及び第 3 段落に基づく賠償の請求又は第 41 条に基づく請求であって、告訴に係る犯罪に起因するものは、第 42 条の規定に拘わらず、第 1 段落にいう告訴と関連して審理することができる。

裁判所は、請求がなされた後にその管轄権の基礎となっている状況が変わった場合であっても、第 2 段落にいう請求を審理する権限を引き続き有する。

第 43a 条

市場裁判所における司法手続に関する法律第 4 章第 22 条の規定であって、市場裁判所の、陳述書を請求する権利に関するものは、第 43 条にいう事件を審理する裁判所の、特許庁による陳述書を請求する権利に適用される。

第 43b 条

第 43 条にいう事件を審理するに際し、地方裁判所は、市場裁判所法(99/2013)第 7 条(2)に従って最大 2 名の専門家の援助を受けることができる。

専門家は、地方裁判所から提出された事項に関する陳述書を提供しなければならない。専門家は、当事者及び証人に尋問する権限を有する。地方裁判所は、当事者に対し、専門家の陳述書に関する見解を事件の決定前に述べる機会を用意しなければならない。

専門家の手数料に関する市場裁判所法第 37 条の規定は、専門家の手数料を受け取る権限に適用される。

第 44 条

市場裁判所の自己の決定を通知する義務に関する、市場裁判所における司法手続に関する法律第 4 章第 23 条の規定は、第 43 条にいう事件の審理を行う裁判所の決定を特許庁に通知する義務に適用される。

第 45 条

ある者がフィンランドにおいて登録商標を使用する独占的権利を与えられ、当該ライセンスが登録簿に登録されている場合は、当該商標権者若しくはライセンス又はその双

方を商標権侵害訴訟の原告として認めることができる。

本条は、商標権者が排他的ライセンスを他人に付与する際に同時使用の権利を留保している場合にも準用する。

第 46 条

原告に対する不利益が明確でない場合は、取引表象についての権利が存在するか否か、又は特定の行為が当該権利を侵害しているか否かの確認を求める訴訟を裁判所に提起することができる。

この場合、第 45 条を準用する。

第 47 条

訴訟が開始された後に関係商標の移転がされた場合は、商標登録無効を求める訴訟は、引き続き元の被告を相手方として続行することができ、原告に有利に下された判決は、そのまま新たな商標権者にも引き継がれる。この規定は、商標失効の宣言を求める訴訟に準用する。

第 48 条 [廃止]

第 48a 条

裁判所は、第 38 条第 1 段落にいう訴訟を審理するに当たり、商標権者の請求により、送信機、サーバーその他類似の装置の保有者又は媒介者として機能する他のサービス・プロバイダーに対し、違反した場合は罰金を科するとの条件で、登録意匠を侵害するとされている使用の継続を禁止すること(差止命令)ができる。ただし、商標権の侵害者の権利と媒介者又は商標権者の権利を勘案して、当該措置が不釣り合いと認められる場合は、この限りでない。

第 38 条第 1 段落にいう訴訟の提起前において、裁判所は、商標権者の請求により、差止命令を発出することができる。ただし、本条第 1 段落に定める前提条件が存在し、かつ、これによらない場合は商標権者の権利が著しく害されることが明白であることを条件とする。裁判所は、差止命令の請求対象である当事者及び当該取引表象についての権利を侵害した当事者の双方に聴聞を受ける機会を与えなければならない。差止命令の請求対象である当事者への通信は、郵便、ファクシミリ又は電子メールによりすることができる。裁判所は、事件の緊急性に鑑みて必要な場合は、請求に基づき、第 2 段落にいう差止命令を、侵害者とされている者を聴聞することなく、仮差止命令として発することができる。当該差止命令は、別段の命令が発されるまで有効に存続する。当該差止命令を発した後、遅滞なく、侵害者とされている者に聴聞を受ける機会を与えなければならない。侵害者とされている者が聴聞を受けたときは、裁判所は、遅滞なく、当該差止命令の効力を存続させるか又は当該差止命令を撤回するかを決定しなければならない。

本条に基づいて発する差止命令は、メッセージを送受する第三者の権利を害するものであってはならない。差止命令は、原告が執行法(705/2007)第 8 章第 2 条にいう担保を廷吏に納めた時に効力を生じる。裁判手続法第 7 章第 7 条の規定は、担保提供を免除される可能性に適用される。本条第 2 段落又は第 3 段落に基づいて発した差止命令は、第 38

条第1段落にいう訴訟が差止命令発出から1月以内に提起されなかった場合は失効する。差止命令を要求した当事者は、差止命令発出の対象となった当事者及び侵害者とされている者に対して、差止命令の実行により生じた損害及び当該事件から生じたその他の費用を補償しなければならない。ただし、このことは、第38条第1段落にいう訴訟が却下されるか若しくは認容し得ない旨決定された場合又は原告が訴訟を放棄したか若しくは裁判所に出頭しなかったために当該事件が事件目録から抹消された場合に限る。差止命令が第3段落に基づいて取り下げられたか又は第4段落に基づいて失効した場合も同様とする。損害及び費用の補償に関して訴訟が提起された場合は、裁判手続法第7章第12条の規定が適用される。

第49条 [廃止]

第 IX 章 公告，通知，審判請求及び決定取消

第 50 条

第 20 条及び第 21 条にいう場合に加え，登録商標が第 23 条に基づき変更された場合，第 24 条から第 26 条まで，第 31 条若しくは第 52 条に基づき登録簿の記載事項が抹消された場合又は第 33 条に基づく移転若しくは第 34 条に基づいて付与されたライセンスが登録簿に記録された場合にも，公告をするものとする。

第 50a 条

出願人が届け出た宛先において出願人への通知をすることができない場合は，商標公報での公告により通知をすることができる。

第 51 条

商標事件における特許庁の最終決定が出願人にとって不利であるか又は事件が却下された場合は，出願人は，当該最終決定に対して審判請求を行うことができる。登録に対する異議申立に関し特許庁が行った最終決定に対しては，敗訴当事者が審判請求をすることができる。

第 51a 条

本法に基づく特許庁の決定に対する審判請求は，フィンランド特許登録庁に関する法律 (575/1992) に規定するように，市場裁判所にしなければならない。市場裁判所における司法手続に関する法律の規定は，第 1 段落にいう，市場裁判所による審判請求の審理に適用される。

第 52 条

特許庁が第 53 条にいう国際事務局から国際登録の通知を受領し，当該国際登録における保護の開始日が同一商標に対するフィンランドにおける登録による保護の開始日より早く，かつ，当該国際登録の対象商品がフィンランドにおける登録の対象商品と全面的又は部分的に同一である場合は，特許庁は，関係国内登録に関する決定を取り消して，当該事項に関し新たな決定を行うものとする。

第 1 段落の規定は，特許庁が共同体商標の登録出願の通知を第 57 条にいう共同体商標庁から受領するか又は第 57a 条の意味のフィンランドでの商標登録出願の通知を受領した場合に準用する。

特許庁が，登録付与の決定を行った後で，かつ，それに対する異議申立期間が経過する前に，登録付与の決定が手続上の明白な誤りに基づくことを発見した場合，特許庁は，その誤った決定を取り消し，当該事項について新たな決定をするものとする。

第 X 章 商標の国際登録

第 53 条

国際商標登録とは、1891 年 4 月 14 日に締結された標章の国際登録に関するマドリッド協定に関する 1989 年 6 月 27 日の議定書に従って世界的所有権機関の国際事務局が行う商標の登録をいう。

特許庁は、国際登録に関するすべての行為についてフィンランド国内で責任を負い、かつ、フィンランドで効力を有する国際登録の記録を保管する。

第 54 条

フィンランド国民若しくはフィンランドに住所を有する者又はフィンランドに現実かつ真正の工業上若しくは商業上の施設を有する者がフィンランドにおいて有効に存在している登録又は係属中の登録出願に基づいて国際登録出願をしたいと望む場合は、その者は、特許庁に対して国際登録出願をしなければならない。

国際登録出願の基礎が第 57 条にいう共同体商標又はその登録出願である場合は、国際登録出願は、共同体商標庁に対してしなければならない。

第 55 条

国際登録出願は、別途定める規定に従い書面とするものとする。出願時には、所定の手数を納付しなければならない。

第 56 条

特許庁は、国際登録出願がフィンランドにおいて出願人に付与されている登録又はフィンランドで係属中の出願に対応していることを確認するものとする。

前段落にいう対応関係が存在しない場合、特許庁は、指定期間内に国際出願を補正するよう出願人に求めるものとし、出願人がこの要求に従わない場合、当該出願は却下される。

第 1 段落にいう対応関係が存在する場合は、特許庁は、その旨の証明書を出願書類に添付して、出願書類とともに出願日から 2 月が経過する前に国際事務局に提出する。

第 56a 条

特許庁が国際事務局からフィンランドにおいて効力を有する国際登録の通知を受領した場合は、特許庁は、その登録について支障の有無を審査する。

第 56b 条

国際登録出願が行われた商標が本法に定める登録要件を満たしていないと特許庁が認定する場合は、特許庁は、当該国際登録はフィンランドにおいては効力を認められない旨を国際事務局に通知する。特許庁は、当該拒絶を、第 56a 条にいう国際事務局の通知の日から 18 月以内に、すべての理由の陳述とともに国際事務局に通知する。

前段落にいう特許庁の通知に関して当該国際登録の所有者が提出した意見書に当該商標が本法に定める登録要件を満たしていることを認定するに足る根拠が示されていない場合は、特許庁は、当該国際登録がフィンランドにおいては効力をまったく有さないか又は

部分的に有するに過ぎない旨の決定を行うものとする。

当該国際登録の所有者が第 1 段落にいう特許庁の通知に関する意見書を指定期限内に提出しない場合は、当該国際登録は、フィンランドにおいては効力を認められない。当該通知が国際登録対象商品の一部のみに係る場合は、当該国際登録は、特許庁の通知が触れていない商品に関してフィンランドにおいて効力を有する。

第 56c 条

登録について支障が認められない場合は、特許庁は、第 56a 条にいう国際事務局の通知を第 20 条第 1 段落に従って公告する。当該公告においては、国際事務局が国際登録に付与した日付を明示する。

フィンランドにおける国際登録に対する異議申立は、当該公告日から 2 月以内に、特許庁に書面で行わなければならない。

第 56d 条

異議申立が行われた後に、当該国際登録の対象である商標が本法に定める登録要件を満たしていないと特許庁が認定する場合は、特許庁は、第 56b 条第 1 段落に定める方法で、当該国際登録がフィンランドにおいて効力を有さない旨を国際事務局に通知する。

第 56c 条第 2 段落に指定する期限が第 56a 条にいう国際事務局の通知から 18 月が経過した後に満了する場合は、特許庁は、当該通知後 18 月以内に、当該登録の効力が後に失われる可能性があることを国際事務局に通知する。この場合、当該登録がフィンランドにおいて効力を有さない旨の通知は、第 56c 条第 2 段落にいう期限の経過後 1 月以内に行うものとする。

異議申立の後に行われた、当該国際登録のフィンランドにおける効力否定の決定が確定したときは、特許庁がその旨を公告する。

第 56e 条

フィンランドにおいて効力を有する国際商標登録は、第 56c 条第 1 段落に基づいて国際事務局により付与された国際登録日から効力を生じる。本法の規定及び本法に基づく規定を国際登録に準用する。

第 56f 条

フィンランドに住所を有さない国際登録の所有者が特許庁に陳述書を提出することを望む場合は、当該所有者は、欧州経済地域に居住する代理人を任命しなければならない。欧州経済地域に住所を有する法人も代理人として行為することができる。

第 56g 条

フィンランドで登録されている商標権者が、同一商標についてフィンランドにおいて効力を有する国際登録を付与された場合において、フィンランド国内登録の対象である商品のすべてが当該国際登録の対象商品の一覧に含まれているときは、当該商標の国際登録が既存の国内登録に代わるものとする。

特許庁は、請求があったときは、当該商標の国際登録が効力を有することを登録簿に登録

し、かつ、その旨を公告する。

第 56h 条

ある商標が全面的又は部分的に国際登録簿から抹消された場合は、特許庁は、その保管する登録簿から対応する部分を抹消し、その旨を公告する。

第 56i 条

フィンランドにおいて効力を有する国際登録が、その基礎としている国内登録の効力又は国内登録出願の係属が終了したために、第 56c 条第 1 段落にいう日から 5 年以内に無効となり、かつ、当該商標の所有者がフィンランドにおいて同一商標の国内登録を求める場合は、当該出願は、次を条件として、第 56c 条第 1 段落にいう日にされたものとみなされる。

3 当該出願が関係国際登録の失効後 3 月以内にされること

(2) 当該国内出願の対象となる商品がフィンランドにおいて効力を有した当該国際登録の対象に含まれていたこと

(3) 当該出願がその他の点で登録要件を満たすとともに、出願人が所定の手数料を納付すること

特許庁は、当該国内出願が国際登録に基づくものであることを登録簿に登録し、かつ、その旨を公告する。

第 56j 条

第 53 条にいう議定書の締約国が議定書に関する終了通知を行ったことによりフィンランドにおいて効力を有する国際登録が失効し、かつ、当該商標の所有者が同一商標のフィンランドでの国内登録を求める場合は、当該出願は、次を条件として、第 56c 条第 1 段落にいう日に行われたものとみなされる。

(1) 当該終了通知が効力を生じた日後 2 年以内に当該出願がされること

(2) 当該国内出願の対象となる商品がフィンランドにおいて効力を有した当該国際登録の対象に含まれていたこと

(3) 当該出願がその他の点で登録要件を満たすとともに、出願人が所定の手数料を納付すること

特許庁は、当該国内出願が国際登録に基づくものであることを登録簿に登録し、かつ、その旨を公告する。

第 56k 条

国際登録に関連し、かつ、特許庁が通知を受けた更新、移転及び国際登録簿からの抹消並びにライセンスは公告されるものとする。

第 56l 条

特許庁の決定がフィンランドでの登録を求める国際登録の出願人又は所有者に対して不利であるか、又はその事件が却下された場合は、当該人は、当該決定に対する審判請求をすることができる。

異議申立があつたにも拘らず国際登録がフィンランドにおいて効力を有する旨の特許庁の決定に対しては，当該異議申立人は，審判請求をすることができる。
第 51a 条は，第 1 段落及び第 2 段落に基づく審判請求に準用する。

第 Xa 章 共同体商標

第 57 条

共同体商標とは、共同体商標に関する理事会規則(EC) No. 207/2009 に基づき欧州共同体域内市場(商標及び意匠)で機能する欧州共同体商標意匠庁(以降では共同体商標庁)によって登録された商標を意味する。

共同体商標の登録出願は、特許庁に対してすることができ、出願を受けた同庁は、それを共同体商標庁に送付する。共同体商標の登録出願人は、所定の手数料を特許庁に納付しなければならない。

第 57a 条

共同体商標、その登録出願又は欧州共同体を指定する国際登録を国内商標登録出願に変更する申請で、共同体商標庁から特許庁に送付されたものは、申請人が次の要件を満たす場合は、国内登録出願として取り扱われるものとする。

- (1) 所定の手数料を納付すること
- (2) 外国語による変更申請書及びその付属書類のフィンランド語又はスウェーデン語への翻訳文を特許庁に提出すること
- (3) 申請人がフィンランドにおいて連絡を受けることができる宛先を届け出ること、及び
- (4) 商標の表示を提出すること

共同体商標又はその登録出願の変更による出願は、当該共同体商標又はその登録出願が有するのと同じ出願日、優先権及び先順位をフィンランドで与えられるものとする。欧州共同体を指定する国際登録の変更による国内商標登録出願は、出願日として、当該国際登録の日又は欧州共同体のその後の指定の日を有し、かつ、当該国際登録の有した優先権及び先順位を享受するものとする。

第 XI 章 法の施行

第 58 条

登録出願，登録簿及びその維持管理，公告及び特許庁の任務に関する更なる規定は，政令に定める。

登録出願及びその処理，登録商標，商標登録簿，公告並びにその他の技術的事項に関する更なる技術的規則は，特許庁が作成することができる。

本法に基づいて徴収すべき手数料は，別途規定する。

第 59 条

本法は，1964 年 6 月 1 日から施行する。次のものは，その時に廃止される。

- ・ 1889 年 2 月 11 日の商標保護規則
- ・ フィンランド刑法第 XXXVI 章第 13 条
- ・ 鉄産業に高度の自由を認める 1885 年 12 月 21 日の規則第 2 条

第 60 条

本法施行前に登録された商標の有効性は，旧規定に従って決定される。

商標についての権利は，それが本法施行前に付与され又は確立されたものであっても，第 26 条に基づいて無効とすることができる。係属中の登録出願には，本法が適用される。

第 61 条

既に登録されている商標の場合は，第 8 条に規定する 5 年の期間は，本法施行日から起算される。

第 62 条

損害賠償請求期間についての第 40 条の規定は，損害賠償請求の原因たる行為が本法施行日より前に行われた場合にも適用される。ただし，同条にいう 3 年の期間が本法施行日より前に始まる場合は，その期間は，本法施行日から起算される。

第 63 条

既存の登録商標の本法施行日後における最初の更新に際しては，当該更新による登録期間は，旧規定によれば別異に計算される場合であっても，原登録日に対応する日に終了するとみなされる。

登録が更新されるときは，対象商品の類の一覧は，商品の分類について施された変更に対応するように修正される。

第 64 条

旧規定の下で申請なしに更新が可能であった商標登録は，本法施行後は，本法の更新規定に従って更新される。本法施行日から 1 年以内に更新申請が行われない場合は，当該商標は，登録簿から抹消される。